

大都市制度を考える。

大阪都構想と横浜市での取組

大阪市を廃止する大阪都構想の是非を問う2度目の住民投票が11月1日に実施されました。本紙を10月中に作成していることから結果をお伝えすることはできませんが、こうした機会を捉え、大阪都構想や横浜市が目指す新たな大都市制度についてレポートしたいと思います。

「大阪都構想」とは

- 大阪府と大阪市で権限が重なる二重行政を制度的に解消することを目指すもので、広域行政を府に一元化し、住民に身近なサービスを特別区が担うという大都市制度改革のことです。
- 2015年5月に行われた最初の住民投票では、反対多数により都構想は否決されましたが、今回の投票で可決されると、2025年1月1日から大阪市(人口270万人)が廃止され、「淀川」「北」「中央」「天王寺」の4特別区(現行24行政区)に再編されることになっています。

* 大都市地域における特別区の設置に関する法律(要旨)

- ①人口200万人以上の指定都市(横浜、大阪、名古屋)または、指定都市に隣接する同一道府県の区域内の市町村と併せて200万人以上のもの。②特別区の設置を申請しようとする関係市町村および関係道府県は、特別区設置協定書の作成等を行う特別区設置協議会を置く。③特別区の設置については、関係市町村の選挙人の投票に付さなければならない。
- 特別区は基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長・区議会が置かれるため行政区ではなく、新たに行政区は設置されません。
- 大阪市と大阪府で現在行っている事務については、特別区と大阪府で新たに分担します。例えば大阪市が担っていた戸籍、保育、児相、保健所、小中学校などといった住民に身近な事務は特別区に引き継がれますが、成長戦略や広域的なまちづくり、交通基盤整備、大規模公園、港湾、病院といった広域的な事務は大阪府に一元化されます(二重行政の解消)。
- その他、サービスの実施にあたり公平性・効率性を特に確保する必要があるものについては、一部事務組合や機関等の共同設置により、特別区が連携して行います(例:国保事業・介護事業・水道事業・施設、財産管理など)。
- 特別区は、区といっても中核市以上の権限を有することになります。

横浜市が目指す大都市制度「特別自治市」とは

- ◆横浜市では、大阪都構想とは違った大都市制度の早期実現を目指しています。それが特別自治市で、現在の政令市制度を見直し、原則として国が担うべき事務を除くすべての地方事務を横浜市が一元的に担い(神奈川県との二重行政の解消)、その仕事量に応じた税財源も併せ持つ(大都市ならではの事務経費に必要な税源配分の見直し等)制度です。
- ◆大阪都構想のように政令市(大阪市)を分割し新たな基礎自治体をつくるのではなく、横浜市の一体性を生かした効率的・効果的な制度であり、大都市にふさわしい権限と財源を持つことができ、市民の身近な行政サービスをより充実させ、暮らしやすく活力あるまちづくりを進め、日本経済の成長エンジンの役割をも果たせるようになります。

* 地方自治法の改正により総合区が設置可能となりました。

この制度は、区長を市長が任命する一般職から特別職(議会の同意を得て市長が選任)とし、総合区の政策・企画の立案やまちづくり等の事務や区役所職員の任免権、市予算に対する要求を可能とするもので、区長の権限を強化しているのが特徴です。総合区の設置については、現在の18区をそれぞれ総合区とするか、新たに市域の特性を生かした合区も考えられます。例えば、磯子区や金沢区が位置する南部地域と青葉区や都筑区の北部地域を比べても行政に対する住民ニーズは多様です。区民が身近に求める行政サービスを効率的・効果的に提供するための合区については大いに検討すべきと考えます。

横浜市が目指す特別自治市制度には未だ法的根拠がありません。早期実現のために引き続き国へ法整備の要望を粘り強く行っていきます(市会日記へ続く)。